

離婚後の共同親権と 養育費についての民法改正

弁護士
細谷 祐輔



令和8年4月1日より改正民法が施行され、離婚後の共同親権制度と養育費の履行確保についての規定が整備されました。

1 制度改正の背景と理念

改正前は、離婚後の親権は父母の一方のみに属する「単独親権制度」が採用されていました。

しかし、離婚によって非親権者と子との関係が断絶しやすい、親権者の指定を巡る対立が離婚協議や調停の長期化を招くといった弊害が指摘されていました。

また、離婚後の養育費についてはかねてより適切な支払いがなされないことで、子の養育に与える経済的な影響が社会問題となっていました。

今回の改正は、これらの課題を解消し、婚姻関係の解消後も、父母双方が適切に子を養育する責任を果たしていくことが、子の利益に適うという理念によるものです。

2 改正後における離婚後の親権について

(1) 親権者指定の方法

父母の協議によって、共同親権か単独親権のいずれかを選択することができます(民法第819条)。

父母間の協議が調わない場合は、家庭裁判所に対して親権者の指定の調停(審判)を申し立てることになります。家庭裁判所は、あくまで「子の利益」を最優先の基準として、共同親権とすべきか、あるいは単独親権とすべきかを判断します。

もっとも、父母の一方にドメスティック・バイオレンスや児童虐待の事実、もしくはそのおそれが認められる場合、または夫婦の関係性の破綻により共同して親権を行使することが困難であると認められるなど、「共同親権とすることが子の利益を害する」と判断される場合、家庭裁判所は夫婦の一方を単独親権者と指定しなければなりません。

(2) 共同親権の場合の親権行使の方法

共同親権の場合の親権の行使は、原則として父母が共同して行う必要がありますが、実務上の混乱や子の監護の停滞を防ぐため、単独で行使できる事項が明文化されました(民法824条の2)。

①日常の行為：食事の管理、日常的な習い事
の選択、あるいは感冒等による不急の通院など、子の身

の回りの世話に係る「日常の行為」については、実際に子と同居して看護している親(監護親など)が、他方の同意を得ることなく、単独で親権を行使できます。

②急迫の事情：生命に関わる緊急の手術や、DV・虐待からの避難など、他方の親の同意(合意形成)を待つ時間的猶予がない「急迫の事情」が存在する場合も、一方の親が単独で親権を行使することが認められます。

もっとも、教育・進路の選択、重大な医療行為、居所の変更(転居)など、子の将来や人格形成に重大な影響を及ぼす事案については、原則どおり父母双方の合意(親権の共同行使)が必要です。

3 養育費の履行確保に向けた改正

(1) 法定養育費制度の創設

子どもの生活基盤を経済的に支える養育費の確実な履行を確保するため、「法定養育費制度」が新設されました(民法766条の3)。

これにより、父母間で養育費の分担に関する取り決めをしないまま離婚が成立した場合であっても、主として子を監護する親は、他方の親に対して、法律上当然に一定額の養育費(法定養育費)を請求できます。

法務省令により、その額は子ども1人あたり月額2万円と定められました。

法定養育費の請求権は、請求時ではなく「離婚の日」に遡って発生し、子どもが成年(18歳)に達した日、父母間で養育費の金額を正式に取り決めた日、家庭裁判所の審判で養育費が確定した場合のいずれか早い時点まで請求することができます。

(2) 先取特権の付与

改正前は、養育費の取り決めがあっても、支払義務者の財産を差し押さえるためには債務名義(判決書、調停調書、家事審判書、公正証書等)が必要でした。

改正法では、養育費請求権については、債務名義がなくても一定額までは先取特権という優先権を与え支払義務者の財産を差し押さえることができるようになりました。

法務省令により、差し押さえることができる額は月額8万円に子どもの人数を乗じた額が限度となります。

以 上